

県土整備部 許認可事務等一覧

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先		
157	建築住宅課	建築指導	西白杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 建築指導担当	敷地等と道路との関係の認定	建築基準法 43条2項1号	・認定申請書	法の規定を満たしていること ・幅員4m以上の農道・臨港道路その他公共道路に接する敷地等	27,000円	-	30日	国富町、綾町、西都市、西米良村、東白杵郡椎葉村大河内、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町：宮崎土木事務所建築課0985-26-7287	
158	建築住宅課	建築指導	西白杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 建築指導担当	敷地等と道路との関係の許可	建築基準法 43条2項2号	・許可申請書	法の規定を満たしていること ・幅員4m以上の農道等 ・延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅	33,000円	-	60日		
159	建築住宅課	建築指導	西白杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 建築指導担当	道路内建築（公益上必要な建築物の建築）の許可	建築基準法 44条1項2号	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物	33,000円	-	60日		
160	建築住宅課	建築指導	西白杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 建築指導担当	用途規制の特例許可	建築基準法 48条1～14項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・周辺環境を害する恐れがないまたは公益上やむを得ない	180,000円	-	60日		日南市、串間市：日南土木事務所総務課建築担当 0987-23-4662 小林市、えびの市、高原町、三股町：小林土木事務所総務課建築担当0984-23-5179
161	建築住宅課	建築指導	西白杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 建築指導担当	特殊建築物の位置の許可	建築基準法 51条	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・都市計画においてその位置が支障ないこと（都市計画審議会に付議が必要）	160,000円	-	90日		門川町、諸塚村、椎葉村（大河内を除く。）、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町：日向土木事務所総務課建築担当0982-21-6144 宮崎市：宮崎市建築行政課0985-21-1813 都城市：都城市建築対策課0986-23-2584 延岡市：延岡市建築指導課0982-22-7034 日向市：日向市建築住宅課0982-66-1032
162	建築住宅課	建築指導	西白杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西白杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当 建築住宅課建築指導担当	建築確認（6条1項1～3号）	建築基準法 6条1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査の指針に基づき審査し、規定毎の日本建築行政会議その他の技術基準に係る解説書、建築学会の基準書の内容に適合すること	7,000～531,000円	-	35日		
163	建築住宅課	建築指導	西白杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西白杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当 建築住宅課建築指導担当	建築確認（6条1項1～3号）（構造計算適合性判定を行う建築物）	建築基準法 6条1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査の指針に基づき審査し、規定毎の日本建築行政会議その他の技術基準に係る解説書、建築学会の技術基準書の内容に適合すること	198,000～690,000円 （確認申請への加算額）	-	70日		

	主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
164	建築住宅課	建築指導	同左	同左	指定確認検査機関の指定	建築基準法77条の18	・申請書 ・規則に定める書類等	法の規定を満たしていること ・国が定める準則に準じて審査し、欠格要件に該当しないことや審査能力があること等を満たすこと	-	-	処分の事例が稀で、設定困難	0985-26-7195
165	建築住宅課	建築指導	同左	同左	指定確認検査機関の業務区域の変更認可	建築基準法77条の22 1項	・申請書 ・規則に定める書類等	法の規定を満たしていること ・国が定める準則に準じて審査し、欠格要件に該当しないことや審査能力があること等を満たすこと	-	-	90日	0985-26-7195
166	建築住宅課	建築指導	同左	同左	指定確認検査機関の指定の更新	建築基準法77条の23	・申請書 ・規則に定める書類等	法の規定を満たしていること ・国が定める準則に準じて審査し、欠格要件に該当しないことや審査能力があること等を満たすこと	-	-	90日	0985-26-7195
167	建築住宅課	建築指導	同左	同左	確認検査業務規定の認可	建築基準法77条の27 1項	・申請書 ・規則に定める書類等	法の規定を満たしていること ・国が定める準則に準じて審査し、欠格要件に該当しないことや審査能力があること等を満たすこと	-	-	90日	0985-26-7195
168	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当 建築住宅課建築指導担当	完了検査	建築基準法7条1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査等の指針に基づき審査し、設計図書のとおり施行されていること、技術基準に適合すること等を監視者の施行状況報告をもとに検査する。	14,000～445,000円	工事完了から4日以内	7日	国富町、綾町、西都市、西米良村、東臼杵郡椎葉村大河内、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町：宮崎土木事務所建築課0985-26-7287 日南市、串間市：日南土木事務所総務課建築担当0987-23-4662
169	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当 建築住宅課建築指導担当	中間検査	建築基準法7条の3 1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査等の指針に基づき審査し、設計図書のとおり施行されていること、技術基準に適合すること等を監視者の施行状況報告をもとに検査する。	13,000～407,000円	特定工程に係る工事の終了から4日以内	4日	小林市、えびの市、高原町、三股町：小林土木事務所総務課建築担当0984-23-5179 門川町、諸塚村、椎葉村（大河内を除く。）、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町：日向土木事務所総務課建築担当0982-21-6144 宮崎市：宮崎市建築行政課0985-21-1813 都城市：都城市建築対策課0986-23-2584 延岡市：延岡市建築指導課0982-22-7034 日向市：日向市建築住宅課0982-66-1032
170	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課建築指導担当	1年を超えて使用する特別の理由がある仮設興行場等の許可	建築基準法85条6項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国際規模の競技会や会議に用いられる仮設建築物であること (近年の法改正で新たに設けられた許可規定であり、過去に許可事例なし。)	160,000円	-	60日	
171	建築住宅課	建築指導	指定登録機関、同左	指定登録機関、同左	二級建築士、木造建築士免許の取消	建築士法9条	・申請書 ・免許証または免許証明書	法の規定を満たしていること ・取消しの要件に該当すること (本人申請、死亡、欠格要件に該当、心身の故障等)	-	-	30日	(一社)宮崎県建築士会： 0985-27-3425 県建築住宅課： 0985-26-7195
172	建築住宅課	建築指導	同左	同左	都道府県指定登録機関の事業計画、収支予算の認可	建築士法10条の20 3項	・申請書 ・事業計画 ・収支予算	法の規定を満たしていること ・事務の適正な実施に必要な経理的・技術的基礎を有すること ・公正な実施に支障がないこと	-	毎事業年度開始前まで	処分の事例が稀で、設定困難	0985-26-7195
173	建築住宅課	建築指導	同左	同左	都道府県指定登録機関の登録等事務規定の認可	建築士法10条の20 3項	・申請書 ・事務規定	法の規定を満たしていること ・実施方法が適正な実施に適切であること ・事務の適正な実施に必要な経理的・技術的基礎を有すること ・公正な実施に支障がないこと	-	変更時	処分の事例が稀で、設定困難	0985-26-7195

	主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
174	建築住宅課	建築指導	同左	同左	都道府県指定試験機関の事業計画、収支予算の認可	建築士法15条の6 3項	・申請書 ・事業計画 ・収支予算	法の規定を満たしていること ・事務の適正な実施に必要な経理的・技術的基礎を有すること ・公正な実施に支障がないこと	-	毎事業年度開始前まで	処分の事例が稀で、設定困難	0985-26-7195
175	建築住宅課	建築指導	同左	同左	都道府県指定試験機関の登録等事務規定の認可	建築士法15条の6 3項	・申請書 ・事務規定	法の規定を満たしていること ・実施方法が適正な実施に適切であること ・事務の適正な実施に必要な経理的・技術的基礎を有すること ・公正な実施に支障がないこと	-	変更時	処分の事例が稀で、設定困難	0985-26-7195
176	建築住宅課	建築指導	指定事務所登録機関、同左	指定事務所登録機関、同左	建築士事務所の登録の抹消	建築士法23条の8	・廃止届 ・登録通知書 ・要件を確認できる書類	法の規定を満たしていること ・取消しの要件に該当すること (廃止の届け出、開設者の死亡、破産、欠格要件に該当等)	-	要件に該当することとなった日から30日以内	30日	(一社)宮崎県建築士事務所協会 0985-29-1188
177	建築住宅課	建築指導	同左	同左	都道府県指定事務所登録機関の登録等事務規定の認可	建築士法26条の3 3項	・申請書 ・事務規定	法の規定を満たしていること ・事務の適正な実施に必要な経理的・技術的基礎を有すること ・公正な実施に支障がないこと	-	変更時	処分の事例が稀で、設定困難	0985-26-7195
178	建築住宅課	建築指導	同左	同左	都道府県指定事務所登録機関の事業計画、収支予算の認可	建築士法26条の3 3項	・申請書 ・事業計画 ・収支予算	法の規定を満たしていること ・実施方法が適正な実施に適切であること ・事務の適正な実施に必要な経理的・技術的基礎を有すること ・公正な実施に支障がないこと	-	毎事業年度開始前まで	処分の事例が稀で、設定困難	0985-26-7195
179	建築住宅課	建築指導	指定登録機関	指定登録機関	建築士免許の登録	建築士法5条2項	・申請書 ・住所等の届出 ・学歴・実務経歴証明書 ・住民票の写し ・証明写真 ・手数料振込金受領書 ・合格通知書 ・身分証明書	法の規定を満たしていること ・欠格要件に該当しないこと(刑罰、心身の故障等) ・実務経験を有すること	24,000円	-	45日	(一社)宮崎県建築士会： 0985-27-3425
180	建築住宅課	建築指導	指定登録機関	指定登録機関	免許証の再交付	建築士法施行細則6条	・申請書 ・住所等の届出 ・法定講習受講修了証の写し ・証明写真 ・手数料振込金受領書 ・身分証明書 ・免許証	法の規定を満たしていること ・書類が整っていること	5,900円	-	30日	(一社)宮崎県建築士会： 0985-27-3425
181	建築住宅課	建築指導	指定事務所登録機関	指定事務所登録機関	建築士事務所の登録	建築士法23条1項	・申請書 ・業務概要書 ・略歴書 ・誓約書 ・定款の写し ・登記事項証明書 ・管理建築士講習修了証の写し ・管理建築士免許証の写し ・付近見取り図 ・登録手数料払い込み受付証明書	法の規定を満たしていること ・欠格要件に該当する者がいないこと ・管理建築士を置くこと ・申請書の重要な部分に虚偽や記載の欠如がないこと	一級：17,000円 二級・木造：12,000円	業務開始前までに登録完了	45日	(一社)宮崎県建築士事務所協会 0985-29-1188
182	建築住宅課	建築指導	指定事務所登録機関	指定事務所登録機関	建築士事務所の登録の更新	建築士法23条3項	・申請書 ・業務概要書 ・略歴書 ・誓約書 ・定款の写し ・登記事項証明書 ・付近見取り図 ・登録手数料払い込み受付証明書	法の規定を満たしていること ・欠格要件に該当する者がいないこと ・管理建築士を置くこと ・申請書の重要な部分に虚偽や記載の欠如がないこと	一級：17,000円 二級・木造：12,000円	有効期限満了の30日前まで	45日	(一社)宮崎県建築士事務所協会 0985-29-1188

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
183	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	道の位置の指定、変更、廃止	建築基準法42条1項5号	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・施行令第144条の4に定める基準に適合すること（幅員、展開広場の設置、排水のその他道の構造を満たす）	-	-	30日	
184	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築確認（6条1項4号）	建築基準法6条1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査の指針に基づき審査し、規定毎の日本建築行政会議その他の技術基準に係る解説書、建築学会の基準書の内容に適合すること	7,000～28,000円	-	7日	
185	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築確認（6条1項4号） （構造計算適合性判定を行う建築物）	建築基準法6条1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査の指針に基づき審査し、規定毎の日本建築行政会議その他の技術基準に係る解説書、建築学会の基準書の内容に適合すること	198,000円 （確認申請への加算額）	-	42日	
186	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	仮使用認定（特定行政庁）	建築基準法7条の6 1項1号	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・安全条、防火上、避難上支障がないこと ・規定毎の技術基準に係る解説書に適合すること	120,000円	-	7日	
187	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	仮使用認定（建築主事）	建築基準法7条の6 1項2号	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・安全条、防火上、避難上支障がないこと ・規定毎の技術基準に係る解説書に適合すること	120,000円	-	7日	
188	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	応急仮設建築物の存続の許可	建築基準法85条3項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・災害等が発生した場合に公益上必要となる応急仮設建築物等であること	-	-	30日	
189	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	仮設建築物の建築許可	建築基準法85条5項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・仮設の店舗棟として使用する設置期間1年以内（原則）の仮設建築物であること。 ・規定毎の日本建築行政会議その他の技術基準に係る解説書、建築学会の基準書の内容に適合すること	1月以内：62,000円 1月起：120,000円	-	30日	国富町、綾町、西都市、西米良村、東臼杵郡椎葉村大河内、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町：宮崎土木事務所建築課0985-26-7287 日南市、串間市：日南土木事務所総務課建築担当0987-23-4662
190	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	用途変更における確認	建築基準法87条1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査の指針に基づき審査し、規定毎の日本建築行政会議その他の技術基準に係る解説書、建築学会の基準書の内容に適合すること	3,500～265,500円	-	21日	小林市、えびの市、高原町、三股町：小林土木事務所総務課建築担当0984-23-5179 門川町、諸塚村、椎葉村（大河内を除く。）、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町：日向土木事務所総務課建築担当0982-21-6144

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
191 建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築設備の確認申請	建築基準法87条の4	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査の指針に基づき審査し、規定毎の日本建築行政会議その他の技術基準に係る解説書、建築学会の基準書の内容に適合すること	4,000～11,000円	-	7日	<p>〒982-2101 宮崎市：宮崎市建築行政課0985-21-1813 都城市：都城市建築対策課0986-23-2584 延岡市：延岡市建築指導課0982-22-7034 日向市：日向市建築住宅課0982-66-1032</p>
192 建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築設備の完了検査	建築基準法87条の4	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査等の指針に基づき審査し、設計図書のとおり施行されていること、技術基準に適合すること等を監理者の施行状況報告をもとに検査する。	10,000～16,000円	工事完了から4日以内	7日	
193 建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築設備の仮使用の承認	建築基準法87条の4	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・安全条、防火上、避難上支障がないこと ・規定毎の技術基準に係る解説書に適合すること	-	-	7日	
194 建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	煙突等の確認申請	建築基準法88条1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査の指針に基づき審査し、規定毎の日本建築行政会議その他の技術基準に係る解説書、建築学会の基準書の内容に適合すること	6,000～11,000円	-	7日	
195 建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	昇降機等の確認申請	建築基準法88条1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査の指針に基づき審査し、規定毎の日本建築行政会議その他の技術基準に係る解説書、建築学会の基準書の内容に適合すること	10,000～16,000円	-	7日	
196 建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	煙突等、昇降機等の完了検査	建築基準法88条1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・国が定める確認審査の指針に基づき審査し、規定毎の日本建築行政会議その他の技術基準に係る解説書、建築学会の基準書の内容に適合すること	12,000円	工事完了から4日以内	7、21日	
197 建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	昇降機等の仮使用の承認	建築基準法88条1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・安全条、防火上、避難上支障がないこと ・規定毎の技術基準に係る解説書に適合すること	-	-	7日	

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
198	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律12条1項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・審査マニュアルや技術基準書に適合すること ・必要な省エネ性能を満たすこと	358,000円～422,000円	工事の着工前まで	14日	国富町、綾町、西都市、西米良村、東臼杵郡椎葉村大河内、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町：宮崎土木事務所建築課0985-26-7287 日南市、串間市：日南土木事務所総務課建築担当0987-23-4662 小林市、えびの市、高原町、三股町：小林土木事務所総務課建築担当0984-23-5179 門川町、諸塚村、椎葉村（大河内を除く。）、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町：日向土木事務所総務課建築担当0982-21-6144 宮崎市：宮崎市建築行政課0985-21-1813 都城市：都城市建築対策課0986-23-2584 延岡市：延岡市建築指導課0982-22-7034 日向市：日向市建築住宅課0982-66-1032
199	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律12条2項	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・審査マニュアルや技術基準書に適合すること ・必要な省エネ性能を満たすこと	85,000円～422,000円	工事の着工前まで	14日	
200	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律29条	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・審査マニュアルや技術基準書に適合すること ・必要な省エネ性能を満たすこと	5,000円～422,000円	-	-	
201	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律31条	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・審査マニュアルや技術基準書に適合すること ・必要な省エネ性能を満たすこと	2500円～211,000円	-	-	
202	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築物のエネルギー消費性能に係る認定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律36条	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・審査マニュアルや技術基準書に適合すること ・必要な省エネ性能を満たすこと	5,000円～422,000円	-	-	
203	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消し	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律37条	-	法の規定を満たしていること ・審査マニュアルや技術基準書に適合すること ・必要な省エネ性能を満たすこと	-	-	-	
204	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	低炭素建築物新築等計画の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律53条	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・審査マニュアルや技術基準書に適合すること ・必要な省エネ性能を満たすこと	6,000円～420,000円	-	-	
205	建築住宅課	建築指導	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	低炭素建築物新築等計画の変更の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律55条	・申請書 ・規則に定める書類 ・図面等	法の規定を満たしていること ・審査マニュアルや技術基準書に適合すること ・必要な省エネ性能を満たすこと	3,000円～264,000円	-	-	

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
206	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 宅地審査担当	宅地建物取引業の免許	宅地建物取引業法	・免許申請書 ・誓約書 ・略歴書 ・事務所付近の地図 ・事務所の写真等	①事務所を設置すること。 ②専任の宅建取引士を置くこと（各営業所毎に必要） ③免許の欠格要件に該当しないこと ・登録を取り消された日から、5年を経過しない者 ・宅建業法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから5年を経過していない者 等	・新規申請：33,000円	40日	0985-24-2944	
207	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 宅地審査担当	宅地建物取引業の免許の更新	宅地建物取引業法	・免許申請書 ・誓約書 ・略歴書 ・事務所付近の地図 ・事務所の写真等	①事務所を設置すること。 ②専任の宅建取引士を置くこと（各営業所毎に必要） ③免許の欠格要件に該当しないこと ・免許を取り消され、その取消の日から、5年を経過しない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	・更新申請：33,000円	登録の満了する90日前から 30日前まで	40日	0985-24-2944
208	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 宅地審査担当	宅地建物取引士の登録	宅地建物取引業法	・登録申請書 ・実務経験証明書又は実務講習証明書 ・合格証の写し ・住民票抄本 ・身分証明書 ・登記されていないことの証明書	①宮崎県で受験した宅建取引士試験に合格していること ②宅建業の実務の経験が過去10年以内に2年以上有する又は過去10年以内に登録実務講習会を受講していること。 ③宅地建物取引士の欠格要件に該当しないこと ・免許を取り消され、その取消の日から、5年を経過しない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	・登録申請：37,000円	25日	0985-24-2944	
209	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 宅地審査担当	宅地建物取引士の登録の移転	宅地建物取引業法	(転入の場合) ・登録申請書 ・顔写真2枚 ・就労証明書	①登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建生の取引業者の事務所の業務に従事し、または従事しようとする。ただし、宅地建物取引士としてすべき事務を行うことの禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、申請できない。	(転入の場合) ・登録申請：8,000円	20日	0985-24-2944	
210	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 宅地審査担当	宅地建物取引士の登録の変更	宅地建物取引業法	(本籍、従事先変更の場合) ・変更登録申請書 (住所、氏名変更の場合) ・変更登録申請書 ・書き換え交付申請書	①（本籍変更の場合） 申請書の本籍が戸籍抄本と相違がないこと 等 ②（住所変更の場合） 申請書の住所が住民票抄本と相違がないこと 等 ③（氏名変更の場合） 申請書の氏名が戸籍抄本と相違がないこと 等	-	遅滞なく	25日	0985-24-2944
211	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 宅地審査担当	申請に基づく登録の消除	宅地建物取引業法	・登録簿登録消除申請書	本人からの申請があったとき	-	15日	0985-24-2944	

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
212	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 宅地審査担当	取引士証の交付	宅地建物取引業法	・交付申請書 ・法定講習を受講した証明書 ・顔写真2枚	交付の申請前6月以内に行われた法定講習を受講した旨の証明を添付すること（試験後1年を経過していない者は、法定講習の受講不要）等	・新規申請：4,500円	25日	0985-24-2944	
213	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 宅地審査担当	取引士証の有効期間の更新の申請	宅地建物取引業法	・交付申請書 ・法定講習を受講した証明書 ・顔写真2枚	交付の申請前6月以内に行われた法定講習を受講した旨の証明を添付すること（試験後1年を経過していない者は、法定講習の受講不要）等	・更新申請：4,500円	更新：有効期限まで ：法定講習受講後6ヶ月以内	25日	0985-24-2944
214	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 宅地審査担当	免許証の再交付申請	宅地建物取引業法施行細則	・再交付申請書	汚損又は破損の場合は、現に有する免許証を提出すること等	-	遅滞なく	20日	0985-24-2944
215	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 宅地審査担当	合格証明書の交付	宅地建物取引業法施行細則	（昭和62年まで） ・合格証明願 ※昭和63年以降の合格証明書の交付は、指定試験期間である（一財）不動産適正取引推進機構が行います。	昭和62年度までに宮崎県で受験し合格された方等	・証明願：400円	5日	0985-24-2944	
216	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 宮崎土木事務所建築課 土木事務所総務課建築（総務）担当	建築住宅課 宅地審査担当	取引士証の再交付	宅地建物取引業法施行細則	・再交付申請書 ・顔写真2枚 ・現に有する宅地建物取引士証	汚損又は破損の場合は、現に有する取引士証を提出すること等	・再交付申請：4,500円	20日	0985-24-2944	
217	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 土木事務所管理担当、建築担当	建築住宅課 宅地審査担当 高岡土木管理担当、日向土木管理担当、都城土木建築担当	開発行為の新規許可	都市計画法	・許可申請書 ・委任状 ・公共施設の管理者等一覧表 ・工事施工者の工事能力に関する申告書 ・資金計画書 ・開発区域図 ・造成計画平面図、縦横断面図 ・排水施設構造図等	①都市計画法第29条第1項及び第2項に定める区域において、都市計画法第33条に規定する技術基準に適合していること。 ②線引き都市計画区域（市街化調整区域）内において、都市計画法第34条に規定する立地基準に適合していること等。	・許可申請 ：8,600円～870,000	自己居住用：35日 自己業務用・自己用外：55日 5ha以上の大規模開発 65日	0985-24-2944	
218	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 土木事務所管理担当、建築担当	建築住宅課 宅地審査担当 高岡土木管理担当、日向土木管理担当、都城土木建築担当	開発行為の変更許可	都市計画法	・変更許可申請書 ・委任状 ・新旧公共施設の管理者等一覧表 ・工事施工者の工事能力に関する申告書 ・資金計画書 ・開発区域図 ・造成計画平面図、縦横断面図 ・排水施設構造図等	①当該変更内容が都市計画法第33条に規定する技術基準に適合していること。なお、下記内容については、軽微な変更にあたり、変更許可には該当しない。 一 予定建築物等の敷地の形状の変更。 二 工事施行者の変更（自己の居住及び業務にの用に供する目的の開発行為以外にあっては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。） 三 工事の着手予定年月日又は工事	・変更申請 ：860円～870,000円	自己居住用：20日 自己業務用・自己用外：35日 5ha以上の大規模開発 45日	0985-24-2944	

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
219	建築住宅課	宅地審査	西白杵支庁土木課管理担当 土木事務所管理担当、建築担当	建築住宅課 宅地審査担当 高岡土木管理担当、日向土木管理担当、都城土木建築担当	例外許可	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書 ・申請理由書 ・建築物等概要書 ・附近見取り図 ・敷地現況図 ・建築物の配置図、平面図等 	<p>①例外許可に際する開発行為の行為主体は、以下の者であること。 ア独立行政法人空港周辺整備機構 イ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ウ独立行政法人都市再生機構 エ地方住宅供給公社 オ土地開発公社 カ日本下水道事業団</p> <p>②原則として、法第33条及び第34条の基準と適合すること等。</p>	・許可申請：46,000円	20日	0985-24-2944
220	建築住宅課	宅地審査	西白杵支庁土木課管理担当 土木事務所管理担当、建築担当	建築住宅課 宅地審査担当 高岡土木管理担当、日向土木管理担当、都城土木建築担当	予定建築物以外の建築許可	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書 ・申請理由書 ・建築物等概要書 ・附近見取り図 ・敷地現況図 ・建築物の配置図、平面図等 	<p>①都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められること。 ②法29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物であること。 ③法33条技術基準と勘案して支障がないと認められること。 ④法34条立地基準と勘案して支障がないと認められること等。</p>	・許可申請：26,000円	25日	0985-24-2944
221	建築住宅課	宅地審査	西白杵支庁土木課管理担当 土木事務所管理担当、建築担当	建築住宅課 宅地審査担当 高岡土木管理担当、日向土木管理担当、都城土木建築担当	地位継承の承認	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・承認申請書 ・権限を取得したことを証する書類 ・土地の登記事項証明書 ・公図 ・申請者の資力信用に関する申告書等 	<p>①開発許可又は市街化調整区域内における建築等の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること。 ②開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得し、かつ以下に該当する者であること。 ・適法に当該開発区域内の土地の所有権その他工事を施行する権原を取得していること。 ・当初の許可どおりの開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。</p>	・承認申請 ：1,700円～17,000円	25日	0985-24-2944
222	建築住宅課	宅地審査	西白杵支庁土木課管理担当 土木事務所管理担当、建築担当	建築住宅課 宅地審査担当 高岡土木管理担当、日向土木管理担当、都城土木建築担当	建築許可	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書 ・理由書 ・付近見取り図 ・建築物等の配置図、平面図 ・現況写真 	<p>①市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、下記にいずれにも該当するもの。 一 当該許可の申請に係る敷地が、当該敷地及びその周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられていること。 二 地区計画又は集落地区計画の区域に定められた内容に適合していること。 三 法第34条において規定する建築物又は法34条に基づく条例で指定する土地の区域内における建築物若しくは開発審査会の議を経たものであること等。</p>	・許可申請 ：6,900円～97,000円	35日	0985-24-2944

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
223	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 土木事務所管理担当、建築担当	建築住宅課 宅地審査担当 高岡土木管理担当、日向土木管理担当、都城土木建築担当	登録簿の写しの交付	都市計画法 ・交付請求書	①下記に該当する者でないこと。 一 登録簿を閲覧所の外へ持ち出した者又は係員の指示に従わない者。 二 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれのあると認められる者。 三 登録簿の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれのあると認められる者。	・交付申請 ：用紙1枚につき470円	7日		0985-24-2944
224	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 土木事務所管理担当、建築担当	建築住宅課 宅地審査担当 高岡土木管理担当、日向土木管理担当、都城土木建築担当	開発行為等の証明	都市計画法 施行細則 ・証明願	—	・証明願：400円	7日		0985-24-2944
225	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 土木事務所管理担当、建築担当	同左	優良宅地造成認定	租税特別措置法 ・認定申請書 ・設計説明書及び設計図 ・造成区域位置図 ・造成区域内の土地の登記簿謄本 ・造成区域内の公図の写し等	①都市計画法第33条第1項第2号から第10号までに規定する技術基準に適合するよう設計が定められていること。 ②当該宅地の造成が、防災上支障のない土地であり、かつ擁壁・排水施設の設置等安全上必要な措置が講じられていること。 ③原則6メートル以上の幅員の道路が宅地の造成区域に予定される建築物の敷地に接するように配置されていること等。	・認定申請 ：86,000円～870,000円	55日		0985-24-2944
226	建築住宅課	宅地審査	西臼杵支庁土木課管理担当 土木事務所管理担当、建築担当	同左	優良宅地造成認定	租税特別措置法 ・証明願	—	・証明願：400円	7日		0985-24-2944
227	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	サービス付き高齢者向け住宅登録	高齢者住まい法 ・登録申請書 ・各階平面図 ・加齢対応構造等を表示した書類 ・入居契約に係る約款 ・重要事項説明書 ・建築物確認済証及び検査済証の写し	①入居者の資格を高齢者及び同居者とする事。 ②各居住部分の床面積を25㎡以上とすること。（共同利用する部分がある場合は18㎡） ③各居住部分に、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えていること。（台所、収納設備、浴室は共同利用可） ④バリアフリー構造であること。 ⑤少なくとも、状況把握（安否確認）、生活相談サービスを提供すること。 ⑥入居契約が、下記条件に適合すること ・書面による契約 ・居住部分が明示された契約 ・権利金などを受領しない契約 ・入居者の同意を得ずに居住部分の変更や契約解除を行わないこと ・工事完了前に、前払い金を受領しないものであること。	・新規申請：25,000～73,000円 ※更新も同額	およそ登録の完了する30日前まで	—	0985-24-2744
228	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	サービス付き高齢者向け住宅変更登録	高齢者住まい法 ・変更届出書 ・変更に係る書類	変更内容が登録要件を満たしていること	無し	変更後30日以内	—	0985-24-2744

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
229	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	サービス付き高齢者向け住宅地位の承継	高齢者住まい法	・変更届出書 ・所有権等を取得したことが確認できる書類	—	無し	承継の日から30日以内	0985-24-2744	
230	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	終身建物賃貸借事業の認可	高齢者住まい法	・事業認可申請書 ・各階平面図 ・誓約書	①入居者の資格を高齢者及び同居者とする事。 ②各居住部分の床面積を25㎡以上とすること。（共同利用する部分がある場合は18㎡） ③各居住部分に、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えていること。（台所、収納設備、浴室は共同利用可） ④バリアフリー構造であること。 ⑤入居契約が、下記条件に適合すること ・書面による終身賃貸借契約であること。 ・権利金などを受領しない契約 ・工事完了前に、前払い金を受領しないものであること。 ⑦国の基本方針や自治体の計画に照らして適切なものであること	無し	—	—	0985-24-2744
231	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	終身建物賃貸借事業の変更の認可	高齢者住まい法	・変更事業認可申請書 ・変更に係る書類	変更内容が登録要件を満たしていること	無し	—	—	0985-24-2744
232	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	終身建物賃貸借事業の解約の申し入れの承認	高齢者住まい法	・承認申請書	①認可住宅が老朽化などにより、維持又は改修に過分の費用を要するに至っていること ②入居の実態がないこと	無し	—	—	0985-24-2744
233	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	終身建物賃貸借事業の地位の承継承認	高齢者住まい法	・承認申請書 ・所有権等を取得したことが確認できる書類	認可事業者から当該住宅の整備、管理に必要な権限を取得していること。	無し	—	—	0985-24-2744
234	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	住宅セーフティネット法	・登録申請書 ・間取り図	①各戸の床面積が25㎡以上であること。（共同利用する部分がある場合は18㎡） ②各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えていること。（台所、収納設備、浴室又はシャワー室は共同利用可） ③消防法、建築基準法に違反していないこと。 ④耐震性を有していること。 ⑤住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること。 ⑥家賃が近傍同種家賃と均衡を失しないこと。 ⑦国の基本方針や自治体の計画に照らして適切なものであること	無し	—	—	0985-24-2744
235	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の変更	住宅セーフティネット法	・変更届出書	変更内容が登録要件を満たしていること	無し	—	—	0985-24-2744

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
236	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	住宅確保要配慮者 居住支援法人の指 定	住宅セーフ ティネット 法	・指定申請書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・申請に係る意思の決定を証する書類 ・支援業務の実施に関する計画 ・役員の氏名等一覧表 ・役員経歴書 ・現に行っている業務の概要を記載した書類 ・誓約書	①職員、支援業務の実施に関する計画 が適切であること。 ②①の計画の実施に必要な経理的・技 術的な基礎を有すること ③役員又は職員の構成が、支援業務の 公正な実施に支障を及ぼさないこと。 ④支援業務以外に行っている業務が支 援業務の公正な実施に支障を及ぼさ ないこと。	無し	—	—	0985-24-2744
237	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	住宅確保要配慮者 居住支援法人の事 業計画の認可	住宅セーフ ティネット 法	・事業計画書 ・収支予算書	計画内容が指定要件を満たしているこ と	無し	—	—	0985-24-2744
238	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	住宅確保要配慮者 居住支援法人の事 業報告	住宅セーフ ティネット 法	・事業報告書 ・収支決算書 ・財産目録 ・貸借対照表	—	無し	—	—	0985-24-2744
239	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	債務保証業務の委 託の認可	住宅セーフ ティネット 法	・申請書	債務保証業務の公正かつ適格な実施上 適当であると認められること	無し	—	—	0985-24-2744
240	建築住宅課	住宅企画	同左	同左	債務保証業務規定 の認可	住宅セーフ ティネット 法	・申請書 ・債務保証業務規程	債務保証規定に下記事項が記載され、 債務保証業務の公正かつ適格な実施上 適当であると認められること。 ① 被保証人の資格 ② 保証の範囲 ③ 保証の金額の合計額の最高限度 ④ 一被保証人についての保証の金額 の最高限度 ⑤ 保証契約の締結及び変更に関する 事項 ⑥ 保証料に関する事項その他被保証 人の守るべき条件に関する事項 ⑦ 保証債務の弁済に関する事項 ⑧ 求償権の行使方法及び償却に関す る事項 ⑨ 業務の委託に関する事項	無し	—	—	0985-24-2744
241	建築住宅課	住宅企画	各土木事務所 建築担当	同左	長期優良住宅建築 等計画の認定	長期優良住 宅の普及の 促進に関す る法律	・認定申請書 ・設計内容説明書 ・各種図面、計算書 ・適合証又は住宅型式性能認定書等	・構造及び設備が長期使用構造等であ ること。 ・規模が省令で定める規模以上である こと。 ・良好な景観の形成その他の地域にお ける居住環境の維持及び向上に配慮さ れたものであること。 ・維持保全計画が適切であること。 ・建築及び維持保全の資金計画が適切 であること。	7,000～1,176,000円	建築工事着手前	—	西都市、東諸県郡、児湯郡、東臼杵郡椎葉村大字 大河内 宮崎土木事務所：0985-26-7287 日南市、串間市 日南土木事務所：0987-23-4661 北諸県郡三股町 都城土木事務所：0986-23-4512 小林市、えびの市、西諸県郡 小林土木事務所：0984-23-5165 東臼杵郡（椎葉村大字大河内を除く。）、西臼 杵郡
242	建築住宅課	住宅企画	各土木事務所 建築担当	同左	長期優良住宅建築 等計画の変更認定	長期優良住 宅の普及の 促進に関す る法律	・変更認定申請書 ・設計内容説明書 ・各種図面、計算書 ・変更適合証又は住宅型式性能認定書等	変更後の住宅が認定基準を満たしてい ること。	6,000円～1,176,000円	—	—	日向土木事務所：0982-52-4171 宮崎市 宮崎市建築行政課：0985-21-1813 都城市
243	建築住宅課	住宅企画	各土木事務所 建築担当	同左	長期優良住宅建築 等計画の譲受人決 定による変更	長期優良住 宅の普及の 促進に関す る法律	・変更認定申請書 ・登記簿等譲受人の確認できる書類	譲受人決定後3月以内の申請であるこ と。 譲受けたことが確認できること。	7,000円	譲受人決定後3月以内	—	都城市建築対策課：0986-23-2584 延岡市 延岡市建築指導課：0982-22-7034 日向市

	主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
244	建築住宅課	住宅企画	各土木事務所 建築担当	同左	長期優良住宅地位 の承継	長期優良住宅の普及の 促進に関する法律	・承認申請書 ・所有権が移転したことがわかる書類	承継人が次のいずれかに合致する者であること。 ・認定計画実施者の一般承継人であること。 ・認定計画実施者から住宅の所有権その他必要な権原を取得した者。	7,000円	-	-	日向市建築住宅課：0982-66-1032
245	建築住宅課	住宅企画	各土木事務所 建築担当	同左	優良住宅認定	租税特別措置法	・認定申請書 ・各種図面、計算書 ・住宅の建築費を説明する書類 ・建築費計算書	・建築基準法その他の住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項について適合していること。 ・住宅の床面積について、基準以上であること。 ・その他優良な住宅の供給に関し必要な事項について適合していること。	6,200円～58,000円	-	-	0985-24-2744
246	建築住宅課	公営住宅	指定管理者	各土木事務所 住宅担当	県営住宅の入居者の 決定	宮崎県営住宅の設置及び 管理に関する条例	・県営住宅入居申込書 ・入居者収入申告書 ・住民票の写し ・所得証明書 ・県税に未納がないことの証明書 ・住民税の納税証明書 ・誓約書 等	1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 2) その者の収入が一定金額を超えないこと。 3) 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。 4) 県税、市町村民税及び公営住宅家賃の滞納がないこと。 5) 暴力団員でないこと。	無し	-	14日	【申請窓口】 宮崎市・西都市・国富町・高鍋町・新富町にある 県営住宅 (一社)宮崎県宅地建物取引業協会本店 0985-22-8141 日南市・串間市・都城市・小林市・えびの市・三 股町にある県営住宅 (一社)宮崎県宅地建物取引業協会県南支部 0986-36-4630 延岡市・日向市・門川町・高千穂町にある県営住 宅 延岡日向宅建協同組合 0982-29-2032 【担当課】建築住宅課
247	建築住宅課	公営住宅	同左	同左	社会福祉事業等への 活用	宮崎県営住宅の設置及び 管理に関する条例	・県営住宅入居申込書 ・入居者収入申告書 ・住民票の写し ・所得証明書 ・県税に未納がないことの証明書 ・住民税の納税証明書 ・誓約書 等	1) 本来入居者への供給に支障が生じないこと。 2) 要綱に定める対象事業を実施する実施主体であること。 等	無し	使用許可期間が満了する 1月前まで	14日	0985-26-7194
248	建築住宅課	公営住宅	指定管理者	各土木事務所 住宅担当	改良県営住宅の入 居の決定	宮崎県営住宅の設置及び 管理に関する条例	・県営住宅入居申込書 ・入居者収入申告書 ・住民票の写し ・所得証明書 ・県税に未納がないことの証明書 ・住民税の納税証明書 ・誓約書 等	1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 2) その者の収入が一定金額を超えないこと。 3) 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。 4) 県税、市町村民税及び公営住宅家賃の滞納がないこと。 5) 暴力団員でないこと。	無し	-	14日	【申請窓口】 宮崎市・西都市・国富町・高鍋町・新富町にある 県営住宅 (一社)宮崎県宅地建物取引業協会本店 0985-22-8141 日南市・串間市・都城市・小林市・えびの市・三 股町にある県営住宅 (一社)宮崎県宅地建物取引業協会県南支部 0986-36-4630 延岡市・日向市・門川町・高千穂町にある県営住 宅 延岡日向宅建協同組合 0982-29-2032 【担当課】建築住宅課

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
249	建築住宅課	公営住宅	指定管理者	各土木事務所住宅担当	特定公共賃貸住宅の入居者の決定	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅入居申込書 ・ 入居者収入申告書 ・ 住民票の写し ・ 所得証明書 ・ 県税に未納がないことの証明書 ・ 住民税の納税証明書 ・ 誓約書 等 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 2) その者の収入が一定金額を超えないこと。 3) 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。 4) 県税、市町村民税及び公営住宅家賃の滞納がないこと。 5) 暴力団員でないこと。 	無し	—	14日	【申請窓口】 宮崎市・西都市・国富町・高鍋町・新富町にある県営住宅 (一社) 宮崎県宅地建物取引業協会本店 0985-22-8141 日南市・串間市・都城市・小林市・えびの市・三股町にある県営住宅 (一社) 宮崎県宅地建物取引業協会県南支部 0986-36-4630 延岡市・日向市・門川町・高千穂町にある県営住宅 延岡日向宅建協同組合 0982-29-2032 【担当課】 建築住宅課
250	建築住宅課	公営住宅	指定管理者	各土木事務所住宅担当	地域特別賃貸住宅の入居者の決定	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅入居申込書 ・ 入居者収入申告書 ・ 住民票の写し ・ 所得証明書 ・ 県税に未納がないことの証明書 ・ 住民税の納税証明書 ・ 誓約書 等 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 2) その者の収入が一定金額を超えないこと。 3) 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。 4) 県税、市町村民税及び公営住宅家賃の滞納がないこと。 5) 暴力団員でないこと。 	無し	—	14日	【申請窓口】 宮崎市・西都市・国富町・高鍋町・新富町にある県営住宅 (一社) 宮崎県宅地建物取引業協会本店 0985-22-8141 日南市・串間市・都城市・小林市・えびの市・三股町にある県営住宅 (一社) 宮崎県宅地建物取引業協会県南支部 0986-36-4630 延岡市・日向市・門川町・高千穂町にある県営住宅 延岡日向宅建協同組合 0982-29-2032 【担当課】 建築住宅課
251	建築住宅課	公営住宅	指定管理者	各土木事務所住宅担当	駐車場の使用決定	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅駐車場使用申込書 ・ 主に使用する者の運転免許証の写し ・ 駐車場に保管する自動車の自動車検査証の写し又は自動車販売会社の販売証明書 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 要綱に定める使用者資格者の要件を充足していること。 2) 要綱に定める自動車の要件を充足していること。 	無し	—	14日	【申請窓口】 宮崎市・西都市・国富町・高鍋町・新富町にある県営住宅 (一社) 宮崎県宅地建物取引業協会本店 0985-22-8141 日南市・串間市・都城市・小林市・えびの市・三股町にある県営住宅 (一社) 宮崎県宅地建物取引業協会県南支部 0986-36-4630 延岡市・日向市・門川町・高千穂町にある県営住宅 延岡日向宅建協同組合 0982-29-2032 【担当課】 建築住宅課
252	建築住宅課	公営住宅	建築住宅課公営住宅担当 各土木事務所住宅担当	同左	行政財産の目的外使用許可	財産に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政財産使用許可申請書 ・ 位置図及び平面図 ・ その他要件の充足を確認できる書類 等 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 行政財産の目的外使用許可事務取扱要領第2(使用許可の範囲)に定める要件を充足すること。 2) 暴力団員でないこと。 等 	無し	許可期間満了の15日前まで	14日	0985-26-7194
253	建築住宅課	公営住宅	建築住宅課公営住宅担当 各土木事務所住宅担当	同左	公有財産(普通財産)の貸付け	財産に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有財産借受申請書 ・ 位置図及び平面図 ・ その他要件の充足を確認できる書類 等 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 行政財産取扱規則第14条以下に定める要件を充足すること。 2) 暴力団員でないこと。 等 	無し	借受期間満了の15日前まで	14日	0985-26-7194